

# 会員の資格に関する細則

制定：平成20年7月20日

(適用)

第1条 本会の会員の資格については、規約に定められたことのほかは、この細則による。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、本会の定める様式に従い、必要な情報を本会事務局に通知し、本会の指定する方法で、入会金及び当該年度の会費を入金しなければならない。

2. 会員の資格は、入会金及び当該年度会費を入金した日から発生するものとする。

(退会)

第3条 会員が退会しようとするときは、氏名、臨床心理士登録番号、住所、及び退会の期日を記載の上、その旨を本会事務局あてに通知するものとする。

2. 退会に際し、会費の未納がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、既に払い込んだ会費は返却しないものとする。

(再入会)

第4条 会費を3年以上滞納して会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、当該年度の会費のほかに未納分の会費を納入すれば、再入会できる。

2. 自ら届け出て退会した者が再入会を希望する場合は、当該年度の会費を納入すれば、再入会できる。ただし、以前会員であったときに会費を滞納していた場合には、未納分を納入しなければならない。

(会員名簿)

第5条 本会は、入会を受け付けた場合は、会員名簿に登録する。

2. 会員は、名簿記載事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

第6条 本細則の改正は、規約第14条に定める理事会の決議をもって議決する。

附則 この細則は、平成20年7月20日から施行する。